

「鳥取県キャリア教育推進協力企業」認定制度について

令和4年3月
鳥取県教育委員会

1 事業の目的

高等学校におけるふるさとキャリア教育の充実に向けて、鳥取県キャリア教育推進協力企業（以下「推進協力企業」という）と鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という）が協定を結び、各県立高等学校の取組を支援することで鳥取県のふるさとキャリア教育の一層の推進を図ることを目的とする。

2 「鳥取県キャリア教育推進協力企業」認定制度の概要

(1) 推進協力企業とは

主に県内において事業活動を行う企業（事業所、団体等を含む。以下同様）のうち、次の（2）のふるさとキャリア教育を支援する活動の一つ以上行う企業

(2) ふるさとキャリア教育を支援する活動

- A 職業体験の受入 B 高等学校への講師の派遣
C 出前授業等の実施 D イベントの実施（例：発表会、各種フェア、販売実習等）
E 教材等を高等学校へ提供 F 鳥取県産業教育振興会会員企業 G その他

(3) 推進協力企業が各高等学校のふるさとキャリア教育を支援する主な取組例

項 目	取 組 例 概 要
①職業体験の受入 (2) のA	高校生の生活や職業に対する意識の向上を図るため、生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事を実際に体験したり、働く人々と接したりする学習活動の機会を設定する。
②ふるさとキャリア教育に関する講演、講義等の実施 (2) のB	高校生の発達段階に応じたテーマに基づいた講演・講義等を実施する。(テーマ例：社会が求める人材像、働く意義など)
③ふるさとキャリア教育に関する会議等の参画 (2) のF	ふるさとキャリア教育の充実、推進に係る方策について審議し、充実策・見直し等を検討し、提言・助言を行う。

(4) 認定手続き等について（別添 募集要項参照）

- ①認定を希望する企業は、応募用紙（別紙1）を県教育委員会へ提出
- ②具体的な取組内容について、県教育委員会と別紙1を提出した企業とで協議
- ③県教育委員会で推進協力企業の認定を決定（随時）
- ④県教育委員会と推進協力企業とで協定を締結
- ⑤認定を決定し、協定を締結した推進協力企業に対し、認定証を授与
- ⑥認定期間は認定を決定した日の属する年度から3年間とし、以後は原則として自動継続にて認定を継続する。
推進協力企業からの申し出がある場合、又は県教育委員会が協定先として不適当と判断した場合には協定は終了する。

3 県教育委員会の支援

協定を締結した推進協力企業と連携して、県教育委員会ホームページで推進協力企業の取り組み内容を紹介する。